

改 正 後	現 行
<p>（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）</p> <p>第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第六号に掲げる場合並びにその所属保険会社が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p>七〇九 （略）</p> <p>十 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、個人年金保険契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解</p>	<p>（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）</p> <p>第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、個人年金保険契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解</p>

約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十一十三 (略)

2 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、前項第八号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一・二 (略)

3 6 (略)

約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十一十二 (略)

2 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、前項第七号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一・二 (略)

3 6 (略)